

令和2年4月14日

保護者の皆様

大津市福祉子ども部保育幼稚園課長

令和2年度 幼稚園保育料等について

平素は、本市保育・幼稚園行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和元年10月より、幼児教育・保育無償化が実施されました。幼稚園保育料等については下記のとおりです。

記

1. 幼稚園保育料

幼稚園保育料については無償です。

2. 給食費について

給食費のうち副食費（おかず代等）は一定の条件に該当する場合、免除されます。

副食費が免除となる場合、別途通知します。（4月下旬を予定しています。）

詳しくは「副食費免除について（お知らせ）」をご確認ください。

3. その他

○制服代、お道具代、保護者会費等の実費徴収分については、無償化対象外費用になります。納付方法等については、各施設あてお問い合わせください。

○預かり保育を利用する児童については、保育の必要性の認定がある場合、預かり保育料は無償となります（上限額あり）。認定を受けていただく場合は別途手続きが必要となりますので詳しくは下記までお問い合わせください。

※ただし、満3歳に達する日以後最初の3月31日までのお子様については、市（町村）民税非課税世帯に限ります。

○婚姻・離婚・転出・転入等により世帯構成や支給認定の内容に変更が生じる場合、または市（町村）民税の修正申告等により課税内容に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください。（手続きが必要な場合があります。）

お問い合わせ

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市福祉子ども部 保育幼稚園課

利用者支援係

保育料担当 電話 528-2746

令和2年4月14日

保護者の皆様

大津市福祉子ども部保育幼稚園課長

令和2年度 保育所等保育料等について

平素は、本市保育・幼稚園行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和元年10月より、幼児教育・保育無償化が実施されました。保育所等保育料等については下記のとおりです。

記

1. 保育所等保育料

3歳以上児の保育所等保育料については無償となります。

(令和2年4月1日現在での年齢が満3歳以上の児童が対象です。0～2歳児は非課税帯のみ無償化対象です。)

※0～2歳児の保育料についてのご案内は4月下旬頃各ご家庭にお送りします。

2. 給食費について

3歳以上児については、給食費(主食費、副食費)が発生します。金額、納付方法等のお問合せ先は次のとおりです。

公立保育所の在園児・・・大津市福祉子ども部幼児政策課 (TEL:077-528-2806)

民間保育所、認定こども園の在園児・・・各施設

※給食費のうち副食費(おかず代等)は一定の条件に該当する場合、免除されます。

副食費が免除になる場合、別途通知します。(4月下旬を予定しております。)

詳しくは「副食費免除について(お知らせ)」をご確認ください。

3. その他

延長保育料、制服代、お道具代、保護者会費等の実費徴収分については、無償化対象外費用になります。納付方法等については、各施設あてお問い合わせください。

お問い合わせ

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市福祉子ども部 保育幼稚園課

利用者支援係

保育料担当電話 528-2746

副食費免除について（お知らせ）

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されておりますが、給食費は無償化対象には含まれません。給食費のうち、副食費（おかず代等）は以下のいずれかに該当する場合、免除されます。

記

○保育所、認定こども園（保育園部）を利用する2号認定児童の場合

- 保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設に在籍する、小学校就学前までの兄弟児がおり、その兄弟児から年齢の高い順に数え、利用児童が3人目以降に該当する。
- 世帯の市（町村）民税所得割額が57,700円未満。
- ひとり親世帯、身体・精神・療育手帳をお持ちの世帯（※1）で、世帯の市（町村）民税所得割額が77,100円未満。
- 世帯の市（町村）民税所得割額が57,700円以上97,000円未満で、生計を同一にする（※2）兄弟児がおり、年齢の高い順に数え、利用児童が3人目以降に該当する。

○幼稚園、認定こども園（幼稚園部）、新制度移行型私立幼稚園を利用する1号認定児童の場合

- 小学校3年生までの兄弟児がおり、その兄弟児から年齢の高い順に数え、利用児童が3人目以降に該当する
- 世帯の市（町村）民税所得割額が77,101円未満。
- 世帯の市（町村）民税所得割額が77,101円以上97,001円未満で、生計を同一にする（※2）兄弟児がおり、年齢の高い順に数え、利用児童が3人目以降に該当する。

※1 ひとり親世帯、身体・精神・療育手帳をお持ちの世帯とは

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ・身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯

※2 「生計を同一にする」とは

勤務、修学、療養等の都合上、別居している場合であっても、常に生活費等の送金が行われていれば含まれますが、兄弟児が婚姻等しているような場合は明らかに互いに独立した生活を営んでいると判断し、対象には含まれません。

対象となる兄弟児が転居・転出している場合は、必要書類等についてご案内しますので、保育幼稚園課までご連絡ください。

◇納付について

給食費の金額、納付方法等については、各施設あてにお問い合わせください。

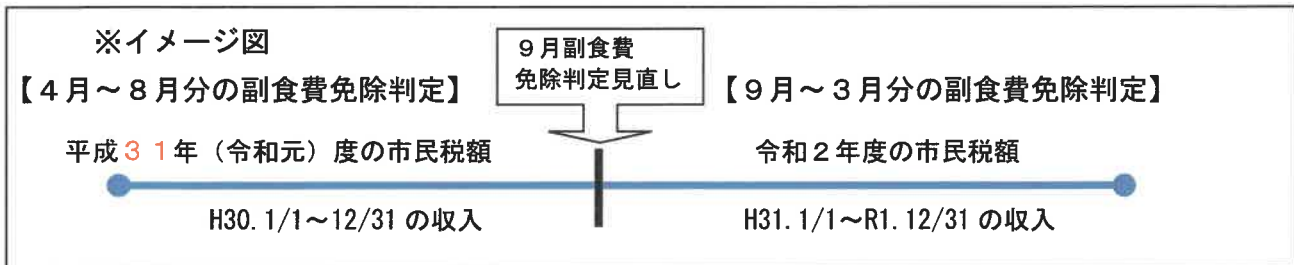
裏面も必ずご確認ください。

◇副食費の免除判定について

副食費の免除判定については、市（町村）民税額（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等は適用されません）に基づき判定します。

4月分から8月分までの副食費免除については前年度の市（町村）民税額、9月分から翌年3月分までの保育料については当年度の市（町村）民税額に基づき判定します。

なお、令和2年4月分から令和2年8月分までの副食費免除は、平成31年度（令和元年度）市（町村）民税額を元に判定します。



◇副食費免除通知について

副食費免除判定の結果、該当者への通知は毎年度4月分から8月分、9月分から翌年3月分までの2回に分けて行います。該当者へは『副食費免除のお知らせ』をお送りします。発送はそれぞれ4月下旬、8月下旬を予定しています。

※すでに免除通知を受けておられても、判定後の通知がない場合は以降の副食費の負担が必要となります。

◇別途申請が必要な場合

<市（町村）民税の課税額に変更があった場合>

市（町村）民税額の修正申告等をされ、課税内容に変更があった場合は、変更後の市（町村）民税額が確認できる書類（市民税・県民税 変更（決定）通知書等）の写しを速やかに保育幼稚園課までご提出ください。

<みなし寡婦（寡夫）控除等の適用について>

婚姻によらないで母又は父となった方で、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていない世帯の場合は、配偶者と死別・離婚などをした方が受けられる寡婦（夫）控除等を適用した市（町村）民税の算定により、副食費が免除対象となる場合があります（みなし寡婦（夫）控除の適用）。該当される場合は**別途申請が必要**となりますので、保育幼稚園課へお問い合わせください。

<世帯構成・支給認定の内容等に変更があった場合>

婚姻、離婚、転出・転入等により世帯に変更等があった場合、支給認定の内容に変更があるときは副食費免除判定が変更になる場合がありますので、速やかに保育幼稚園課までご連絡くださいますようお願いいたします（必要な手続きをご案内させていただきます）。

<大津市に住民票登録されている方で市外の市（町村）民税をお支払いされている場合>

原則として市（町村）民税は賦課期日である1月1日に住民票登録されている市町村にて課税されますが、大津市に住民票登録をされている方で、単身赴任等の事由により大津市以外の住所地に市（町村）民税をお支払いされている場合は、保育幼稚園課までご連絡くださいますようお願いいたします。

〒520-8575

大津市御陵町3番1号大津市福祉子ども部保育幼稚園課
管理係保育料担当 528-2746